

## 第11回 川西町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年12月25日(月)午前9時30分から

2. 開催場所 川西町役場 中会議室

3. 出席委員(9名)

会長 10番 新野 勝廣

会長職務代理者 9番 高橋 孝博

委員 1番 竹田 浩徳、2番 阿部 つや子、4番 平田 壽和、5番 後藤 満良

6番 勝見 和彦、7番 竹田 総一、8番 市川 博幸

4. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 会議書記の指名

第 3 会期の決定

第 4 報告第26号 農用地利用権設定等調整会議及び農用地あっせん調整会議審議結果報告について

第 5 報告第27号 農地法第18条第6項の規定による通知について

第 6 報告第28号 非農地証明の結果報告について

第 7 議 第 44号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について(所有権の移転)

第 8 議 第 45号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について(賃貸借権の設定)

第 9 議 第 46号 農用地利用集積計画に対する決定について

第10 議 第 47号 農用地利用集積計画に対する決定について(農地中間管理事業)

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 佐藤賢一、農地主査 竹田智弘、主任 梅津智史、主事 小関未夢

主事 高橋秀仁

6. 会議の概要

(会長新野勝廣は、川西町農業委員会会議規則第7条の規定により議長となる。)

議長 新野 勝廣

ただ今より、第11回、川西町農業委員会総会を開会します。

ただ今の出席委員数は、9名であります。

欠席届のあった委員は、議席3番、遠藤愛委員です。

川西町農業委員会会議規則第8条の規定による定足数に達しております。

本日の総会は、お手元に配布しております議事日程により進めます。

直ちに議事に入ります。

日程第1、議事録署名委員の指名であります、川西町農業委員会会議規則第10条の規定により、本職から指名いたします。

議席1番、竹田委員、議席2番、阿部委員を指名いたします。

日程第2、会議書記の指名であります、書記については、事務局職員より竹田農地主査並びに梅津主任を指名します。

日程第3、会期の決定、これを議題といたします。

お諮りします。会期を本日1日限りとすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

会期は本日1日限りと決定します。

日程第4、報告第26号、農用地利用権設定等調整会議及び農用地あっせん調整会議審議結果報告について、を上程します。

事務局の報告を求めます。

主事 高橋 秀仁

1ページをお開きください。報告第26号、令和5年11月27日、農用地利用権設定等調整会議及び農用地あっせん調整会議審議結果報告について、まず所有権の移転ですが、11月申し出件数1件、田13,531.09㎡、そのうち個人への調整決定件数が1件、田13,531.09㎡です。所有権移転の合計が1件、田13,531.09㎡です。次に利用権の設定ですが、11月再設定件数が4件、田25,233㎡、利用権設定合計4件、田25,233㎡です。これらは川西町農地移動最適化あっせん基準に基づき審議された内容です。なお、詳細については、後程の農用地利用集積計画に対する決定についての折に説明いたします。

以上です。

議長 新野 勝廣

本件は、報告案件でありますので次に進めます。

日程第5、報告第27号、農地法第18条第6項の規定による通知について、を上程します。

事務局の報告を求めます。

主事 高橋 秀仁

4ページをお開きください。報告第27号、農地法第18条第6項の規定による通知について、下記の農地について農地法施行規則第48条の規定により賃貸借権を合意解約した旨の通知があったので報告する。令和5年12月25日報告、川西町農業委員会会長名。申請件数は16件です。番号、申請人、場所、付記の順で読み上げます。

(以下、議案書を読み上げる)

以上です。

議長 新野 勝廣

本件は、報告案件でありますので次に進めます。

日程第6、報告第28号、非農地証明の結果報告について、を上程いたします。

事務局の報告を求めます。

主査 竹田 智弘

9ページをお開きください。報告第28号、非農地証明の結果報告について、申請件数は2件です。

10ページをお開きください。まずは1件目ですが、願い人●●、土地については、大字堀金字三枚床119-3、地目は畑で151㎡です。非農地となった時期及び事由については、昭和41年頃からということで、今回の農地は株式会社山本商会の農機具等保管している土地の隣接でございまして、この農地も同様の用途で使用しており、願い人と山本商会のほうで賃貸借契約を結んでいらっしゃるということでございました。今回、賃貸借でなくて売買するという願い移行になったことから、地目を宅地に変更して売買するというので、非農地証明を出されたところでございます。調査員の意見といたしまして、12月の15日に竹田浩徳委員と阿部委員と事務局で現地調査いたしまして、申請のとおり相違ないことを確認しております。

11ページお開きください。願い人●●、土地については大字玉庭字谷内下1745、畑485㎡でございます。こちらの非農地となった時期及び事由については、平成10年頃から耕作しておらず、原野というような状態になったということで、原野への地目変更を願い出たものになります。こちらも同じく12月15日に竹田浩徳委員と阿部委員、事務局で現地調査をいたしまして、申請のとおり相違ないことを確認しております

以上です。

議長 新野 勝廣

本件は、報告案件でありますので次に進めます。

日程第7、議第44号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

主事 小関 未夢

12ページをお開きください。議第44号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、下記の者から、農地法施行令第1条の規定により、農地の所有権の移転について、許可申請あったので委員会の可否を求める。令和5年12月25日提出、川西町農業委員会会長名。申請件数は2件です。申請人、場所、付記の順で読み上げます。

1番、●●、●●、大字西大塚字蔵久3727-2、畑367㎡、離農、経営規模拡大です。

2番、●●、●●、大字高豆薙字今部川233、田82㎡、離農、経営規模拡大です。

以上今回の申請について、譲受人の農機具保有状況、従事日数から農業者の要件を満たすと考えられますので、農地法第3条第2項各号に定める不許可要件に該当していません。

以上です。

議長 新野 勝廣

次に、ただ今の説明に関連して、担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。

番号1番の件について、議席4番、平田委員より報告願います。

委員 平田 壽和

番号1番について、12月14日に堀越委員が現地調査しました。今回の申請は、離農、経営規模拡大です。譲受人は、意欲的に農業経営を行っており、周辺農地への影響はないと思います。農地の状況からみて10a対価●●円は妥当だと判断します。

以上です。

議長 新野 勝廣

次に、番号2番の件について、議席6番、勝見委員より報告願います。

委員 勝見 和彦

番号2番について、12月の16日に推進委員渡部委員が現地を調査しました。今回の申請は、離農、経営規模拡大です。譲受人は意欲的に農業経営を行っており、周辺農地への影響はないと思います。農地の状況からみて総額●●円は妥当だと判断します。よろしく願います。

議長 新野 勝廣

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。

次にご質問等について求めます。

質問等ある方いらっしゃいますか。

(質問なし)

質問なしと認めます。

お諮りします。本件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

よって、本案件を許可することに決定いたします。

日程第8、議第45号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、を上程します。

事務局の説明を求めます。

主事 小関 未夢

13ページをお開きください。議第45号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、下記の者から、農地法施行令第1条の規定により、農地の賃貸借権の設定について、許可申請があったので委員会の可否を求める。令和5年12月25日提出、川西町農業委員会会長名。申請件数は5件です。申請人、場所、付記の順で読み上げます。

1番●●、●●、大字中小松字関場2345-1、田189㎡、計田18筆19,950.47㎡、貸し直し、借り直しです。次のページをご覧ください。

2番●●、●●、大字黒川字宿北一250-1、田138㎡、計田7筆6,913㎡、経営規模縮小、経営規模拡大です。

3番●●、●●、大字黒川字坊中222、田234㎡、計田5筆3,031㎡、畑1筆181㎡、経営規模縮小、経営規模拡大です。

4番●●、●●、大字吉田字尻高5424-2、田243㎡、経営規模縮小、経営規模拡大です。

5番●●、●●、大字吉田字尻高5424-4、田3,733㎡、経営規模縮小、経営規模拡大です。

以上、今回の申請について、賃借人の農機具保有状況、従事日数から農業者の要件を満たすと考えられますので、農地法第3条第2項各号に定める不許可要件に該当していません。

以上です。

議長 新野 勝廣

次に、ただ今の説明に関連して、担当委員より現地調査等の結果について、報告を求めます。

番号1番の件について、議席9番、高橋委員より報告願います。

委員 高橋 孝博

番号1番であります。12月15日に推進委員の高橋委員と私の方で現地調査をして参りました。今回の申請は、貸し直し、借り直しであります。申請人は、意欲的に農業経営を行っており、また、周辺農地への影響はないと思います。農地の状況から見て、中小松関場2739-1と小松留塚の田につきましては10a借賃●●円、それ以外の田については、10a借賃●●円は妥当だと判断しますのでよろしくお願ひします。

議長 新野 勝廣

次に、番号2番から3番の件について、議席6番、勝見委員より報告願います。

委員 勝見 和彦

番号2番及び3番について、12月17日に推進委員渡部委員が現地調査をしました。今回の申請は、経営規模縮小、経営規模拡大です。賃借人は意欲的に農業経営を行っており、周辺農地への影響はないと思われます。農地の状況からみて、番号2番が10a当たり●●円、3番が10a当たり●●円は妥当だと判断します。よろしくお願ひします。

議長 新野 勝廣

次に、番号4番から5番の件について、本職より報告いたします。

番号4番並びに5番について、12月11日に高梨推進委員が現地調査をしました。今回の申請は、経営規模縮小、経営規模拡大です。賃借人は意欲的に農業経営を行っており、周辺の農地への影響はないと思います。農地の状況から見て10a借賃●●円は妥当だと判断します。よろしく願います。

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。

次に、ご質問等について求めます。

ご質問のある方いらっしゃいますか。

(質問なし)

質問なしと認めます。

お諮りします。本件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

よって本案件を許可することに決定いたします。

日程第9、議第46号、農用地利用集積計画に対する決定について、を上程します。

事務局の説明を求めます。

主事 高橋 秀仁

15ページをお開きください。議第46号、農用地利用集積計画に対する決定について、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、川西町長から審議依頼があったので農業委員会の決定を求め。令和5年12月25日提出、川西町農業委員会会長名。

次のページをお開きください。所有権移転各筆明細、番号、所有権を移転する者、所有権を移転する土地、所有権の移転を受ける者、10a対価、備考の順で読み上げます。

(以下、議案書を読み上げる。)

次に利用権再設定についてです。利用権設定各筆明細、申請件数は4件です。所有権移転と同様に読み上げます。

(以下、議案書を読み上げる。)

以上の計画内容は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

以上です。

議長 新野 勝廣

ただ今の件について、ご質問があればお受けいたします。

(質問なし)

質問なしと認めます。

お諮りします。本件について、計画内容で決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

よって、本件について、計画内容のとおり決定し、川西町長に報告することといたします。  
日程第10、議第47号、農用地利用集積計画に対する決定について、を上程します。  
事務局の説明を求めます。

主任 梅津 智史

18ページをご覧ください。議第47号、農用地利用集積計画に対する決定について(農地中間管理事業)、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、川西町長から審議依頼があったので農業委員会の決定を求める。令和5年12月25日提出、川西町農業委員会会長名。次のページをご覧ください。利用権設定各筆明細になります。まずは中間管理事業、出して側からの説明となります。今回中間管理事業ですので利用権の設定を受ける者は、すべて公益財団法人やまがた農業支援センターとなり、利用期間については10年となります。読み上げについては、番号、利用権を設定する者、利用権を設定する土地、10a当たりの借賃、備考に記載しております支援センターからの受け手の順で読み上げさせていただきます。

(以下、議案書を読み上げる)

ここからは、先ほどと反対になりまして、支援センターと受けてとの説明になります。同じく読み上げていきますので、利用権を設定する者がすべて公益財団法人やまがた農業支援センターとなりまして、利用期間も変わらず10年となりますのでそこは省略して、それ以外の番号、利用権を設定する土地、利用権の設定を受ける者、10a当たり借賃、備考の出し手の順で読み上げていきます。

(以下、議案書を読み上げる。)

以上です。

議長 新野 勝廣

ただ今の件について、質問等があればお受けいたします。

(質問なし)

質問なしと認め、お諮りします。

本件について、計画内容で決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

よって本件について、計画の内容のとおり決定し、川西町長に報告することといたします。  
これをもちまして、第11回、川西町農業委員会総会を閉会します。

この会議録は書記の記載したものであるが、正確を証するためここに署名する。

令和5年12月25日

川西町農業委員会議長	会長	新野 勝廣
議事録署名委員	1番	竹田 浩徳
議事録署名委員	2番	阿部 法子